たる事は上述の通りであるが、次いで二十一日より連日前後九回に亘り會社を訪問したるも其の都度工場門衛に入門を拒絶せられ、會社側は管野組を通じてなすべく直接交渉には應じ難しとて、取り合はないので、目的を達することを能はず、遂に會見を斷念したのであるが、其の間一方アヂビラ多數を數回（八月二十日、二十一日、二十四日）工場並に三井關係工場鑛山附近に撒布し、更に市民の同情に訴へ一般傍觀者に呼びかくる爲講演會を計劃し（第一回二十二日夜豫定のところ會場を拒絶されて中止）二十六日夜市内不知火町劇場中座に會社糾彈講演說會を開催し聽衆約四〇〇名に達した。

2、會社側の態度

會社側では今回の爭議關係員は管野組所屬の人夫にして會社とは雇傭關係なしとて歎願書を受理せず、且つ會見申込をも拒

絶し、會社の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎願書を讀み、その中止を命ずるなら、亦交渉に應じ、歎願書の取扱方は會社側の社主が直接歎